

令和2年度

寝屋川市地域密着型サービス事業者集団指導

寝屋川市 福祉部 指導監査課

# 目 次

## 1 事業者が遵守すべき基準等について

- (1) 寝屋川市が条例で定める基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 2 令和2年度地域密着型サービス事業者に対する実地指導等について

- (1) 令和2年度 寝屋川市介護保険事業者等実地指導実施計画・・・・・・・・・・ 12
- (2) 令和元年度実地指導 主な指導事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 令和元年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）・・ 24
- (4) 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (5) 評価の実施等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

(別添参照)

ア 介護・医療連携推進会議、運営推進会議を活用した評価の実施等について

※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

イ 自己評価・外部評価の実施等について

※ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

## 4 その他

- (1) 指定の更新制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) 業務管理体制の整備に関する届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

# 1 事業者が遵守すべき基準等について

## (1) 寝屋川市が条例で定める基準

指定地域密着型サービス事業者の方が遵守すべき基準は、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）」で定められています。

○寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の  
人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

平成30年12月26日

条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業、指定地域密着型サービスの事業、指定居宅介護支援等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、指定介護予防サービス等の事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業、指定介護予防支援等の事業及び地域包括支援センターの人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び旧法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定居宅サービス等 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスをいう。
- (2) 指定居宅介護支援等 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。
- (3) 指定介護予防サービス等 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスをいう。
- (4) 指定介護予防支援等 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援をいう。
- (5) 暴力団 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 寝屋川市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団密接関係者 寝屋川市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団密接関係者をいう。

(指定居宅サービス事業者の指定に係る条例で定める者)

第3条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「介護省令」という。）第126条の4の2に定めるものであって、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でないものとする。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第42条第1項第2号、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「居宅サービス条例基準」という。）は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）

（第124条第2項、第140条の4第2項、第177条第2項及び第192条の6第2項を除く。）及び次項に定めるところによる。

2 指定居宅サービス等の事業においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

（指定居宅サービス等の事業者における記録の保存期間）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、指定居宅サービス等の事業者の記録の保存期間については、居宅サービス基準第39条第2項（居宅サービス基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の2第2項（居宅サービス基準第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の3第2項（居宅サービス基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の2第2項（居宅サービス基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（居宅サービス基準第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（居宅サービス基準第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、居宅サービス条例基準とする。

（指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅の特例）

第6条 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設される指定短期入所生活介護事業所（居宅サービス基準第121条第1項の指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものにあつては、当該特別養護老人ホームの廊下の幅が第4条第1項の規定による指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅の基準に満たないときは、同項の規定にかかわらず、指定短期入所生活

介護（居宅サービス基準第120条の指定短期入所生活介護をいう。）の事業に係る部分の廊下の幅の居宅サービス条例基準は、当該特別養護老人ホームとして必要とされる廊下の幅以上とする。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る条例で定める数）

第7条 法第78条の2第1項（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る条例で定める者）

第8条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合及び法第78条の14第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護省令第131条の10の2に定めるものであって、暴力団等でないものとする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第9条 法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「地域密着型条例基準」という。）は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）及び次項に定めるところによる。

2 指定地域密着型サービスの事業においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

（指定地域密着型サービス事業者における記録の保存期間）

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、指定地域密着型サービス事業者の記録の保存期間については、地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、地域密着型条例基準とする。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る条例で定める者）

第11条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護省令第132条の3の2に定めるものであって、暴力団等でないものとする。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第12条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「居宅介護支援条例基準」という。）は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準」という。）及び次項に定めるところによる。

2 指定居宅介護支援等の事業においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

（指定居宅介護支援等の事業者における記録の保存期間）

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援等の事業者の記録の保存期間については、居宅介護支援基準第29条第2項（居宅介護支援基準第30条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、居宅介護支援条例基準とする。

（指定介護老人福祉施設の指定に係る条例で定める数）

第14条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第15条 法第88条第1項及び第2項に規定する指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「介護老人福祉施設条例基準」という。）は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「介護老人福祉施設基準」という。）（第3条第1項第1号イを除く。）及び次項に定めるところによる。

2 指定介護老人福祉施設においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

（指定介護老人福祉施設の居室の定員）

第16条 指定介護老人福祉施設の一の居室の定員は、1人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、4人以下とすることができる。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する場合であって、当該指定介護老人福祉施設の入所定員のうち、多床室（居室のうち、定員が2人以上4人以下のものをいう。以下この条において同じ。）の定員の合計数が、当該指定介護老人福祉施設の個室（居室のうち、定員が1人のものをいう。）及びユニット（介護老人福祉施設基準第38条に規定するユニットをいう。）に属する居室の定員の合計数を超えないとき。

ア 既存の指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（介護老人福祉施設基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この条において同じ。）を除く。）をユニット型指定介護老人福祉施設に改築し、又は改修

する場合であって、市長が必要と認めるとき。

イ 既存の指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）を増築する場合であって、土地の形状又は建物の構造上の理由により多床室でなければ建築することができないとき。

(2) 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この号において同じ。）に併設される指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の多床室を、当該指定介護老人福祉施設の多床室に変更するとき。

（指定介護老人福祉施設における記録の保存期間）

第17条 第15条第1項の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設の記録の保存期間については、介護老人福祉施設基準第37条第2項（介護老人福祉施設基準第49条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、介護老人福祉施設条例基準とする。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第18条 法第97条第1項から第3項までに規定する介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設条例基準」という。）は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）及び次項に定めるところによる。

2 介護老人保健施設においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

（介護老人保健施設における記録の保存期間）

第19条 前条第1項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の記録の保存期間については、介護老人保健施設基準第38条第2項（介護老人保健施設基準第50条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、介護老人保健施設条例基準とする。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第20条 旧法第110条第1項及び第2項に規定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「介護療養型医療施設条例基準」という。）は、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成

24年厚生労働省令第10号) 第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「旧介護療養型医療施設基準」という。)及び次項に定めるところによる。

- 2 指定介護療養型医療施設においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。  
(指定介護療養型医療施設における記録の保存期間)

第21条 前条第1項の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設の記録の保存期間については、旧介護療養型医療施設基準第36条第2項(旧介護療養型医療施設基準第50条において準用する場合を含む。)中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、介護療養型医療施設条例基準とする。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第22条 法第111条第1項から第3項までに規定する介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(以下「介護医療院条例基準」という。)は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)及び次項に定めるところによる。

- 2 介護医療院においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。  
(介護医療院における記録の保存期間)

第23条 前条第1項の規定にかかわらず、介護医療院の記録の保存期間については、介護医療院基準第42条第2項(介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。)中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、介護医療院条例基準とする。

(指定介護予防サービス事業者の指定に係る条例で定める者)

第24条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護省令第140条の17の2に定めるものであって、暴力団等でないものとする。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第25条 法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「介護予防サービス条例基準」という。)は、介護予防サービス基準(第132条第2項、第153条第2項、第233条第2項及び第257条第2項を除く。)及び次項に定めるところによる。

2 指定介護予防サービス等の事業においては、暴力団等とその運営に関与させてはならない。

(指定介護予防サービス等の事業者における記録の保存期間)

第26条 前条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防サービス等の事業者の記録の保存期間については、介護予防サービス基準第54条第2項（介護予防サービス基準第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項（介護予防サービス基準第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項（介護予防サービス基準第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項（介護予防サービス基準第280条において準用する場合を含む。）及び第288条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、介護予防サービス条例基準とする。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅の特例)

第27条 特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものにあつては、当該特別養護老人ホームの廊下の幅が第25条第1項の規定による指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅の基準に満たないときは、同項の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所生活介護（介護予防サービス基準第128条の指定介護予防短期入所生活介護をいう。）の事業に係る部分の廊下の幅の介護予防サービス条例基準は、それぞれ当該特別養護老人ホームとして必要とされる廊下の幅以上とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る条例で定める者)

第28条 法第115条の12第2項第1号（法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護省令第140条の27の2に定めるものであつて、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第29条 法第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「地域密着型介護予防条例基準」という。）は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予

防サービス基準」という。)及び次項に定めるところによる。

2 指定地域密着型介護予防サービスの事業においては、暴力団等とその運営に關与させてはならない。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者における記録の保存期間)

第30条 前条第1項の規定にかかわらず、指定地域密着型介護予防サービス事業者の記録の保存期間については、地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、地域密着型介護予防条例基準とする。

(指定介護予防支援事業者の指定に係る条例で定める者)

第31条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護省令第140条の34の2に定めるものであって、暴力団等でないものとする。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第32条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「介護予防支援条例基準」という。)は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。)及び次項に定めるところによる。

2 指定介護予防支援等の事業においては、暴力団等とその運営に關与させてはならない。

(指定介護予防支援等の事業者における記録の保存期間)

第33条 前条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防支援等の事業者の記録の保存期間については、介護予防支援基準第28条第2項(介護予防支援基準第32条において準用する場合を含む。)中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、介護予防支援条例基準とする。

(地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準)

第34条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、介護省令第140条の66第1号及び第2号並びに次項に定めるところによる。この場合において、同条第1号ロ(3)及び第2号ロ中「地域包括支援センター運営協議会」とあるのは、「寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会」と読み替えるものとする。

- 2 地域包括支援センターにおいては、暴力団等とその運営に関与させてはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、地域包括支援センターが担当する区域の実情に応じて市長が必要と認める場合は、当該地域包括支援センターには介護省令第140条の66第1号に定める職員のほか、市長が必要と認める職員を置かなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

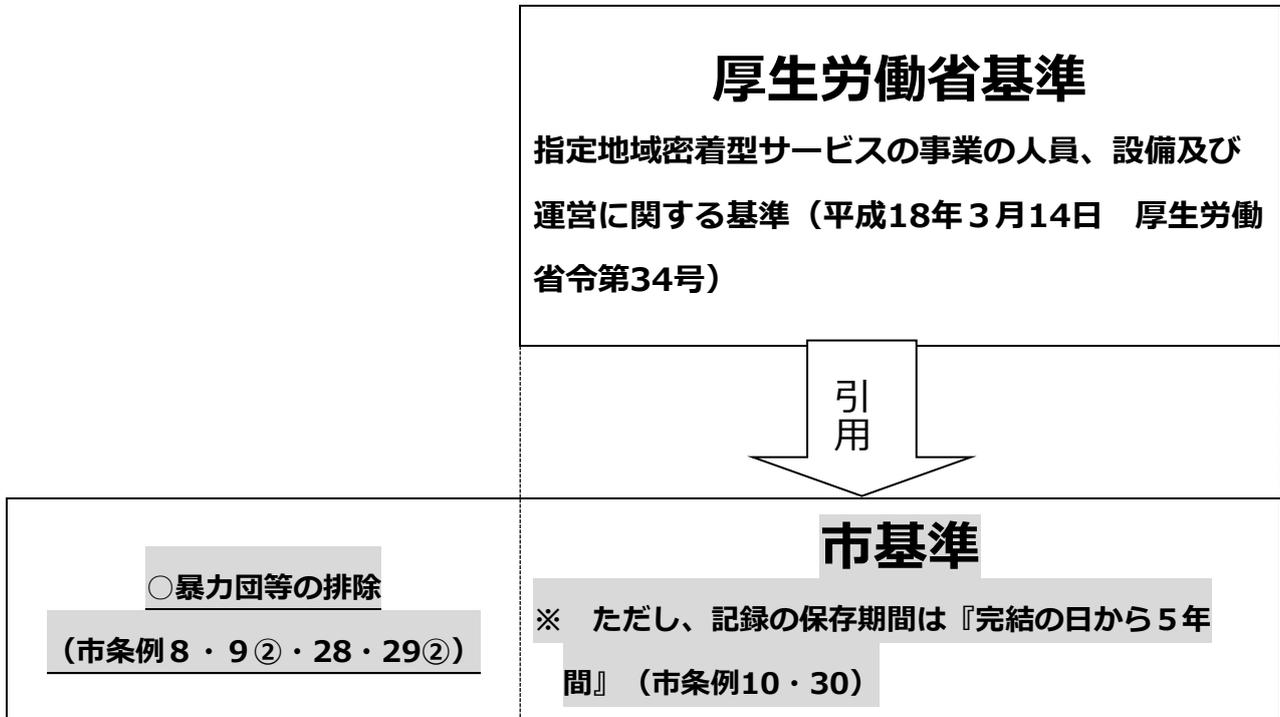
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(寝屋川市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の廃止)
- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 寝屋川市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年寝屋川市条例第9号）
  - (2) 寝屋川市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年寝屋川市条例第10号）
  - (3) 寝屋川市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例（平成26年寝屋川市条例第29号）
  - (4) 寝屋川市地域包括支援センターの人員、運営等に関する基準を定める条例（平成26年寝屋川市条例第30号）
  - (5) 寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成29年寝屋川市条例第35号）

ア 関係する部分

地域密着型サービス事業者に係る部分 ⇒ 第7条から第10条まで

地域密着型介護予防サービス事業者に係る部分 ⇒ 第28条から第30条まで

イ 内容（イメージ）



※ この基準は、必要最低限度の基準を定めたものです。事業者は、常にその事業の運営の向上に努めることとしてください。

※ この基準を満たさない場合等には、指定又は更新が受けられません、また、基準違反が明らかな場合には、「勧告」「改善命令」「効力停止」「指定取消」を行うことがあります。

(2) 介護報酬について

別添参照

## 2 令和2年度地域密着型サービス事業者に対する実地指導等について

### (1) 令和2年度 寝屋川市介護保険事業者等実地指導実施計画

寝屋川市が介護保険事業者及び介護保険施設の開設者に対して行う実地指導は、「令和2年度 寝屋川市介護保険事業者等実地指導実施計画」等に基づき実施します。なお、この計画は、市ホームページでも公表しています。

## 令和2年度 寝屋川市介護保険事業者等実地指導実施計画

介護保険法（以下「法」といいます。）に基づき、介護保険事業者及び介護保険施設の開設者（以下「事業者等」といいます。）に対し、寝屋川市が行う今年度の実地指導の実施計画を次のとおり定めます。

### 1 本計画の対象

本計画の対象は、寝屋川市が所管する以下の事業者等です。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設の開設者
- (5) 介護老人保健施設の開設者
- (6) 介護医療院の開設者
- (7) 指定介護療養型医療施設の開設者
- (8) 指定介護予防サービス事業者
- (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (10) 指定介護予防支援事業者

### 2 実地指導の選定基準

実地指導の対象となる介護保険事業所及び介護保険施設（以下「事業所等」といいます。）は、寝屋川市内の事業所等で、原則として、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業所等から選定することとします。

- (1) 指定又は指定更新の期間中に実地指導を受けていない事業所等（(2)を除く。）
- (2) 前年度に実地指導を受けていない指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院若しくは指定介護療養型医療施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス事業）
- (3) 苦情・通報・情報提供等があり、その内容が確認される又は疑われる事業所等
- (4) (3)に該当する事業所等を運営する事業者等の他の事業所等
- (5) 実地指導、監査等を行い、継続して指導が必要と認められる事業所等
- (6) 今年度の集団指導を欠席した事業所等

※ 新たに指定を受けた事業者等については、できる限り早期に実地指導を行います。

※ 保険医療機関等において、法第71条第1項（法第115条の11において準用する場合を含みます。）の規定により指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定があったものとみなされたものについては実地指導の対象外とします。ただし、関係行政機関等から情報提供を受けて、指導が必要と認められる場合はこの限りではありません。

### **3 実地指導の実施時期**

原則として令和2年7月から令和3年3月まで

### **4 実地指導での重点指導事項**

- (1) 適正なサービスの確保
  - ア 利用者の実態に即したサービス計画及び計画に基づく適正なサービスの確保
  - イ 利用者等に対する適切なサービス内容の説明及び手続の確保
  - ウ 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する制度理解の推進
- (2) 適切な事業所の運営管理体制の確保
  - ア 人員基準等に基づく従業者の配置及び適切なサービス提供を行うための勤務体制の確保
  - イ 非常災害対策、感染症等対策、苦情処理等の適切な体制の確保
  - ウ 労働関係法令等に基づく適正な労働環境の確保
- (3) 介護報酬の基準等に基づく保険給付の適正化
- (4) 直近の介護保険サービス等報酬改定に係る対応状況
- (5) (1)～(4)のほか、「令和元年度 指定居宅サービス事業者等実地指導 主な指導事項一覧」記載の事項

### **5 実地指導の具体的方法等**

- (1) 事業者等に対する実地指導の通知は、原則として実施日の概ね3週間前までに行います。
- (2) 事業所等が、同一敷地内で複数のサービス事業を行う場合は、同日に複数のサービス事業について実施することがあります。
- (3) 実地指導は、原則として福祉部指導監査課の職員からなる2人以上の実地指導班を編成して実施します。
- (4) 実地指導は、運営等の指定基準、介護報酬の請求等に関する状況について、関係設

備、事前に準備された書類等を確認し、事業所等の関係者に対して説明を求める面談形式で行います。

(5) 実地指導は、本市関係所管課、関係行政機関等と連携を図り、実施します。

(6) 実地指導中に、次に掲げる事項のいずれかに該当する状況が確認された場合は、実地指導から監査に切り替えます。

ア 指定、許可等の重大な基準違反の事実が確認された場合又は疑われる場合

イ 利用者に対して、虐待（適切な手続を踏まない身体的拘束を含む。）を行ったと判断される場合又は疑われる場合

ウ 介護給付費等の算定及び請求に関する過誤が確認され、その内容が不正若しくは著しく不当なものであると認められる場合又は疑われる場合

(7) 実地指導の結果、改善を指示した事項については、1か月程度の期限を付して、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行います。

また、改善が十分にされていない等の場合は、再度の実地指導等を行います。

(2) 令和元年度実地指導 主な指導事項について（市ホームページでも公表しています。）

### 令和元年度 指定居宅サービス事業者等実地指導 主な指導事項一覧

#### 1 共通する指導事項

項目	指導事項	ポイント
重要事項説明書 及び運営規程	<p>利用料が、利用者負担2割及び3割の利用者に対応する内容となっていない。</p>	<p>一定以上の所得がある利用者の負担について、平成 27 年8月からは2割負担、平成 30 年8月からは3割負担の支払いを受けることとされています。</p> <p>運営規程又は重要事項説明書において、負担割合が2割及び3割負担の利用者に対応していない事業所が多く見受けられましたので、再度、運営規程及び重要事項説明書の記載内容を確認していただき、未対応の事業所は速やかに修正してください。</p> <p>また、記載内容の整合の確認の結果、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。</p>
	<p>運営規程と市への届出内容に相違がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日、営業時間、サービス提供時間</li> <li>・従業員の員数</li> </ul>	<p>届出内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に寝屋川市に届け出てください。</p> <p>なお、従業員の員数のみ変更する場合は、変更の都度、届出する必要はありません。（従業員の員数の変更は、従業員の員数以外の変更を届出する際に、併せて届出してください。）</p>
	<p>運営規程と重要事項説明書の記載に相違がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンセル料</li> <li>・通常の事業の実施地域</li> <li>・営業日、営業時間、サービス提供時間</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・従業員の勤務体制、員数 等</li> </ul>	<p>特に、キャンセル料について、重要事項説明書にしか記載していない事例が多く見受けられました。</p> <p>運営規程と重要事項説明書の記載内容は実態に即した内容とし、記載内容に相違がないかを定期的に確認するなど、常に整合を図るようにしてください。</p> <p>なお、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。</p>

<p>重要事項説明書及び運営規程</p>	<p>運営規程又は重要事項説明書に記載すべき項目に不足がある。・従業員の勤務体制に関する項目・事故発生時の対応に関する項目・サービスの第三者評価の実施状況</p>	<p>特に、サービスの第三者評価の実施状況について、重要事項説明書に記載していない事例が多く見受けられました。適宜、運営規程及び重要事項説明書の記載内容を確認していただき、記載すべき項目に不足がある場合は速やかに修正してください。また、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。</p>
<p>居宅サービス計画 サービスの個別計画</p>	<p>訪問介護計画等のサービスに係る個別計画が居宅サービス計画に基づいた内容となっていない。</p>	<p>サービスに係る個別計画は、サービス担当者会議等から、サービス提供により利用者が解決すべき課題を適切に把握した上で、作成するようにしてください。</p> <p>また、管理者等はサービス提供に当たっては、個別計画に基づき行われるよう適切に管理・監督を行ってください。</p> <p>なお、個別計画を作成せずに行うサービス及び個別計画に基づかないサービスについては、適切なサービスとは認められないため、介護給付費及び利用者負担の請求はできません。</p>
	<p>要支援者に対するサービスに係る介護予防の個別計画にサービスの提供を行う期間が記載されていない。</p>	<p>介護予防のサービスに係る個別計画には、当該計画でサービスの提供を行う期間を記載してください。</p> <p>また、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、1回はモニタリング(※)を行い、当該計画に定める目標の達成状況等の把握を行ってください。</p> <p>※ サービス計画の実施状況等を把握し、記録を作成すること。</p>
	<p><b>【居宅介護支援】</b> 居宅サービス計画の作成時における、アセスメントにおいて、把握すべき課題分析標準項目(23項目)のうち、記録する項目が不足している。</p>	<p>居宅サービス計画の作成時におけるアセスメント(※)の項目が課題分析標準項目の全てを具備しているかを確認していただき、不足がある場合は、速やかに改善してください。(介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目について(平成11年老企第29号別添))</p> <p>※ 利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明らかにすること。</p>

居宅サービス計画 サービスの個別計画	【訪問介護】 訪問介護計画の作成に当たり、アセスメントを行っていない又はアセスメント結果を記録していない。	訪問介護計画の作成(変更等を含む。)に当たっては、アセスメントを行い、その結果を記録してください。
	利用者又はその家族に個別計画が交付されていない。	個別計画を作成(変更を含む。)した場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認したうえで、当該計画の目標及び内容等について利用者又はその家族に説明し、遅滞なく交付してください。
サービスの提供の記録	【認知症対応型共同生活介護】 被保険者証に入居の年月日又は入居している住居の名称を記載していない。	居宅療養管理指導以外の居宅サービス給付及び施設サービス給付を受けることができないことから、他の事業者等が確認できるよう入居に際しては入居の年月日及び住居の名称を記載してください。
領収証	保険給付対象額のうち、医療費控除の対象となる金額及び当該利用者の居宅サービス計画を作成した事業所名が記載されていない。	利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付してください。また、当該領収証には、居宅サービス計画に訪問看護等の居宅サービスが位置付けられていることを確認の上、「医療費控除の対象となる金額」及び「居宅サービス計画を作成した事業所名」を記載してください。
サービスの質の評価	提供するサービスの質について、自己評価とこれに基づく改善が行われていない。	評価の方法は任意ですが、自己評価シートの作成、利用者等へのアンケート調査等により、事業所が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るようにしてください。
秘密保持	従業者又は従業者でなくなった者に対して、業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を漏らさないための必要な措置がとられていない。	従業者又は従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。
	利用者家族の個人情報の使用について、同意を得ていない。	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用することについて、あらかじめ文書による同意を得てください。また、個人情報を使用する利用者家族全員から同意を得るため、家族欄を複数設けた同意書を作成してください。

苦情処理	苦情についての記録が整備されていない。	事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、内容等を記録するとともに、苦情がサービスの質の向上を図るうえで重要な情報であると認識し、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行ってください。
地域との連携等	【地域密着型通所介護】 概ね6月に1回以上運営推進会議を開催していない。 【認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 概ね2月に1回以上運営推進会議を開催していない。	利用者、地域住民の代表者等に対して、サービス内容等を明らかにすることにより利用者の「抱え込み」を防止し、サービスの質の確保を目的として「運営推進会議」を設置し、基準に定められた頻度で活動状況を報告してください。
	【地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 運営推進会議での報告、評価、要望及び助言等についての記録を公表していない。	運営推進会議での報告、評価、要望及び助言等の記録を事業所内掲示やホームページ等の方法により公表してください。
勤務体制	雇用契約書、労働条件通知書等によって、事業所の管理者であること又は管理者の指揮命令下にあることが明確になっていない。	雇用契約書、労働条件通知書等に就業場所(事業所名)、職種等(介護職員等)を明記し、管理者の指揮命令下にあることを明確にしてください。
衛生管理等	非常勤の従業者の健康状態について、必要な管理が行われていない。	非常勤の従業者について、健康状態の管理が行われていない事例が見受けられました。非常勤の従業者については、事業者による健康診断の実施が必要のない場合がありますが、ヒアリング等の方法により、健康状態の管理を行ってください。常勤の従業者については、必ず健康診断を実施し、結果を記録してください。

## 2 特に注意していただきたい指導事項

項目	指導事項	ポイント
人員に関する基準	<p><b>【訪問介護】</b> 訪問介護員が常勤換算方法で2.5人以上確保されていない。</p>	<p>非常勤の従業者に係る常勤換算は、週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間)により行ったうえで、運営に必要な人員を確保するようにしてください。</p>
人員に関する基準	<p><b>【居宅介護支援】</b> 常勤の介護支援専門員が1人以上確保されていない。</p> <p><b>【小規模多機能型居宅介護】</b> 生活相談員又は介護職員のうち、1人以上の常勤職員が配置されていない。</p>	<p>常勤とは、事業所において定めている常勤の従業者が勤務すべき時間に達している必要があり、介護保険外サービスに従事する時間等は含むことができません。</p>
介護報酬 (介護職員処遇改善加算)	<p>介護職員処遇改善加算の計画及び実績が全ての介護職員に周知されていない。</p>	<p>介護職員処遇改善加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。</p> <p>再度、加算の要件を確認していただき、加算の要件に適合した適切な運営を行ってください。</p> <p>また、計画書並びに当該計画書を届け出た月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び処遇改善に要した費用については、全ての介護職員に周知してください。</p>
介護報酬 (個別機能訓練加算)	<p><b>【通所介護】</b> 機能訓練指導員が配置される曜日が定められ、利用者等に周知されていない。</p>	<p>個別機能訓練加算は、要件を満たす機能訓練指導員が配置された日に算定することができます。</p> <p>また、機能訓練指導員が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。</p> <p>再度、加算の要件を確認していただき、加算の要件に適合した適切な運営を行ってください。</p>

<p>介護報酬 (中重度者ケア体制加算)</p>	<p><b>【地域密着型通所介護】</b> 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1人以上配置する必要のある看護職員を配置していなかった。</p>	<p>中重度者ケア体制加算の算定に当たっては、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて看護職員を1人以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。再度、要件を確認していただき、加算の要件に適合した適切な運営を行ってください。</p>												
<p>介護報酬(運営基準減算)</p>	<p><b>【居宅介護支援】</b> 運営基準減算に該当している。</p>	<p>サービスを提供するに際し、あらかじめ利用者に対し、居宅サービス計画の作成に当たり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること等を文書を交付して説明していない事例、居宅サービス計画が交付されていない事例、モニタリング結果の記録がない事例等が見受けられました。居宅介護支援の運営基準を確認し、適切な運営を行ってください。なお、運営基準減算事由に該当する場合は、当該事由に該当するに至った月は所定単位の100分の50に相当する単位数で算定し、運営基準減算が2か月以上継続している場合は、所定単位数の算定はできません。</p>												
<p>介護報酬 (特定事業所集中減算)</p>	<p><b>【居宅介護支援】</b> 特定事業所集中減算の判定期間において、作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスそれぞれについて、最も紹介件数の多い法人を把握するための、特定事業所集中減算チェックシートを作成していない。</p>	<p>判定期間ごとに、「特定事業所集中減算チェックシート」(市の様式による。)を作成し、事業所に保管してください。 確認の結果、それぞれのサービスにつき、紹介率最高法人の割合が80パーセントを超えた場合は、必要書類を市に提出してください。 所定の割合を超えた理由が正当な理由に該当するかについては、地味的事情等を総合的に勘案した上で市が判断します。</p> <p><b>【判定期間等】</b></p> <table border="1" data-bbox="1243 1129 2123 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>前期</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定期間</td> <td>3月から8月まで</td> <td>9月から翌年2月まで</td> </tr> <tr> <td>報告期限</td> <td>9月15日</td> <td>3月15日</td> </tr> <tr> <td>減算適用期間</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>4月から9月まで</td> </tr> </tbody> </table>		前期	後期	判定期間	3月から8月まで	9月から翌年2月まで	報告期限	9月15日	3月15日	減算適用期間	10月から翌年3月まで	4月から9月まで
	前期	後期												
判定期間	3月から8月まで	9月から翌年2月まで												
報告期限	9月15日	3月15日												
減算適用期間	10月から翌年3月まで	4月から9月まで												

介護報酬 (同一建物減算)	<b>【訪問看護】</b> 同一建物減算に該当するにもかかわらず、減算されていない。	事業所の所在する同一敷地内建物等に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合、同一建物減算に該当します。
------------------	---	--

(3) 令和元年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪府	指定の取消 (H31. 4. 1)	通所介護	事業開始時より生活相談員2名のうちの1名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態がないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第77条第1項 第9号	不正請求に係る返還額 285,495円 (加算金を含まず)
大阪府	指定の取消 (H31. 7. 1)	訪問看護	利用者A氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成29年4月3日から平成31年2月28日までの間、当該利用者に係る376回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。 利用者B氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成29年4月1日から平成30年6月17日までの間、当該利用者に係る267回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。	第77条第1項 第4号及び第 6号、第115条 の9第1項第 10号	不正請求に係る返還額 2,349,859円 (加算金を含まず)
大阪府	指定の効力の一部停止3か月 (R1. 8. 1～ R1. 10. 31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成30年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第77条第1項 第4号	なし
大阪府	指定の効力の一部停止3か月 (R1. 12. 1～ R2. 2. 29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成30年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第77条第1項 第4号	なし
大阪市	指定の取消 (R1. 10. 31)	訪問介護	法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者12名に対し、平成29年2月から平成31年2月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護請求を不正に請求し、受領した。	第77条第1項 第6号	不正請求に係る返還額 5,965,971円 (加算金を含む)

			また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。		
大阪市	指定の取消 (R1. 10. 31)	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第115条の45の9第1項第6号	なし
東大阪市	指定の取消 (R1. 12. 1)	訪問介護 (第1号事業含む)	新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が1名（管理者兼サービス提供責任者）のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない3名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。 上記の実在しない訪問介護員のうち1名が退職したとして事業の休止を届け出た後、訪問介護員として更に実在しない1名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、新たな勤務予定者とする事で人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。	第77条第1項第9号及び第10号 第115条の45の9第5号及び第6号	なし
忠岡町	指定の効力の一部停止6か月 (R2. 1. 1～ R2. 6. 30)	通所介護 (第1号事業含む)	新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにもかかわらず人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。 また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、不正に加算を請求した。 監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざんしたうえ、虚偽の答弁を行った。	第77条第1項第6号、第7号、第8号及び第9号 第115条の45の9第1項第2号及び第5号	不正請求に係る返還額 50,298円 (加算金を含まず)

茨木市	指定の効力の全部停止3か月 (R1. 8. 1～ R1. 10. 31)	訪問介護	<p>実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行い、サービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。</p> <p>サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者サービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。</p>	第77条第1項 第6号	不正請求に係る返還額 464,032円 (加算金を含まず)
-----	--	------	---	----------------	-------------------------------------

(4) 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

事業所が提供しているサービスの内容を会議で明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること等を目的として設置するものです。

対象サービスにより開催頻度、構成員等が異なります。

区分	運営推進会議		介護・医療連携推進会議
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定小規模多機能型居宅介護（予防含む）</li> <li>○指定認知症対応型共同生活介護</li> <li>○指定地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○指定看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定地域密着型通所介護</li> <li>○指定認知症対応型通所介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>
開催頻度	概ね2か月に1回	概ね6か月に1回以上	概ね6か月に1回
構成員	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括センター職員、当該サービスについて知見を有する者等		利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等
会議目的	事業所が提供しているサービスの内容を会議で明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。		事業所が提供しているサービスの内容を会議で明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。  地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る。
会議内容	事業所は活動状況を報告し、会議から必要な要望、助言等を聴く。		
記録の作成・公表	事業所は会議の報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表する。		

※ 詳細は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）」を御確認ください。

## 運営推進会議に係る主な指導事項

指摘事項	ポイント
<p>運営推進会議が定められた頻度で開催されていない。</p>	<p>運営推進会議は、事業所が、利用者、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものです。</p> <p>このため、定められた頻度で運営推進会議を開催しなければなりません。</p>
<p>運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録が公表されていない。</p>	<p>報告、評価、要望、助言等の記録については、事業所ホームページ、事業所内掲示等の方法により公表しなければなりません。</p> <p>また、市条例により、当該記録は5年間保存しなければなりません。</p>

### (5) 評価の実施等について

#### ア 介護・医療連携推進会議、運営推進会議を活用した評価の実施等について

- ※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

別添参照

#### イ 自己評価・外部評価の実施等について

- ※ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

別添参照

## 3 その他

### (1) 指定の更新制度について

指定地域密着型サービス事業者として事業を実施するためには、6年ごとに指定の更新が必要です。指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬が請求できなくなります。

(例)

新規指定日 令和2年9月1日 ⇒ 有効期間満了日 令和8年8月31日（6年間）

更新日 令和8年9月1日 ⇒ 更新後有効期間満了日 令和14年8月31日（6年間）

#### 【留意点】

- 事業者（法人の役員・事業所の管理者）が指定更新の欠格事由に該当するときは、指定の更新が受けられません。
- 事業者が法人で、同一法人グループに属し密接な関係を有する別の法人が指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新を受けられないことがあります。
- 休止中の事業所については指定の更新が受けられません。更新申請までに再開届を提出し事業を再開するか、廃止届を提出する必要があります。

#### 【様式及び添付書類】

変更届出書及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算）、廃止（休止・再開）届出書の様式や添付書類等は、寝屋川市のホームページに掲載しています。

#### 【手数料】

指定更新申請の際には、手数料（10,000円）が必要になります。

※ 以下の同時申請の場合（同一の事業所において一体的に運営されており、指定有効期限が同日である場合に限り）の手数料は、10,000円となります。

- 「地域密着型サービス事業者」と「介護予防サービス事業者」の指定更新を同時に申請される場合
- 「地域密着型サービス事業者」と「地域密着型介護予防サービス事業者」の指定更新を同時に申請される場合
- 「地域密着型サービス事業者」と「指定事業者」の指定更新を同時に申請される場合

※ 手数料については、申請を取り下げた場合や、審査の結果、指定の更新がなされない場合でも返還はいたしませんので、御了承ください。

(2) 業務管理体制の整備に関する届出について

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものです。

地域密着型サービス（予防を含む。）のみを行う事業者で、指定事業所が寝屋川市にのみ所在する事業者は、届出先が寝屋川市になります（届出内容は以下のとおり）。

〔業務管理体制整備の内容〕

指定を受けている事業所数	法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守に係る監査
20未満	○	—	—
20以上100未満	○	○	—
100以上	○	○	○

※ 寝屋川市が届出先となる事業者については、実地指導と併せて、業務管理体制の確認検査（介護保険法第115条の33）を行うことがあります。

※ 介護保険法の改正により、介護サービス事業者について、以下の介護サービスに係る指定事業所が寝屋川市内（中核市の区域内）にとどまる場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限が、大阪府（都道府県）から寝屋川市（中核市）へ移譲されることとなりました（令和3年4月1日施行）。

【対象】 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者

(3) その他（別添参照）

ア レジオネラ属菌の水質検査の報告について

イ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

ウ 運営上の留意事項

**【問い合わせ先】**

寝屋川市 福祉部 指導監査課

TEL 072-812-2027 (直通)

FAX 072-838-9800

E-mail [shidou-k@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:shidou-k@city.neyagawa.osaka.jp)